

平成 21 年第 1 回定例会

富良野市議会会議録（第 7 号）

平成 21 年 3 月 23 日（月曜日）

## 平成 21 年第 1 回定例会

# 富 良 野 市 議 会 会 議 録

平成 21 年 3 月 23 日（月曜日）午前 10 時 01 分開議

### ◎議事日程（第 7 号）

- 日程第 1 議案第 1 号～第 10 号、  
議案第 18 号、第 22 号、第 24 号、  
（予算特別委員長報告）
- 日程第 2 議案第 20 号 富良野市住宅改修促進助成条例の制定について
- 日程第 3 議案第 21 号 富良野市情報共有と市民参加のルール条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 23 号 富良野市立へき地保育所設置条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 25 号 富良野市営住宅条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 26 号 富良野市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について  
議案第 27 号 富良野市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 28 号 富良野市防災会議条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 29 号 富良野地区学校給食組合の解散について  
議案第 33 号 富良野地区学校給食組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第 9 議案第 30 号 富良野地区環境衛生組合の解散について  
議案第 34 号 富良野地区環境衛生組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第 10 議案第 31 号 富良野広域串内草地組合の解散について  
議案第 35 号 富良野広域串内草地組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第 11 議案第 32 号 富良野地区消防組合の解散について  
議案第 36 号 富良野地区消防組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第 12 議案第 38 号 市道路線の認定及び変更について
- 日程第 13 議案第 39 号 富良野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 41 号 平成 20 年度富良野市一般会計補正予算（第 12 号）
- 日程第 15 議案第 42 号 平成 20 年度富良野市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 16 議案第 43 号 平成 21 年度富良野市一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 44 号 富良野市議会議員の報酬及び費用弁償等の支給条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第 18 富良野市農業委員会委員の推薦について
- 日程第 19 常任委員会委員の選任
- 日程第 20 議会運営委員会委員の選任
- 動 議 議会改革特別委員会の設置について
- 動 議 議会広報特別委員会の設置について
- 日程第 21 意見案第 2 号 肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書
- 日程第 22 意見案第 3 号 季節労働者対策の強化を求める意見書
- 日程第 23 意見案第 4 号 中山間地域等直接支払い交付金制度の継続に関する意見書
- 日程第 24 閉会中の所管事務調査について

---

◎出席議員（18名）

議長	18番	北	猛	俊	君	副議長	17番	日	里	雅	至	君
	1番	佐々木	優	君			2番	宮	田	均	君	
	3番	広瀬	寛	人	君		4番	大	栗	民	江	君
	5番	千葉	健	一	君		6番	今	利	一	君	
	7番	横山	久仁雄	君			8番	岡	本	俊	君	
	9番	穴戸	義美	君			10番	大	橋	秀行	君	
	11番	覚	幸伸	夫	君		12番	天	日	公	子	君
	13番	東海	林孝司	君			14番	岡	野	孝	則	君
	15番	菊地	敏	紀	君		16番	東	海	林	剛	君

---

◎欠席議員（0名）

---

◎説明員

市	長	能	登	芳	昭	君	副	市	長	石	井	隆	君																
総	務	部	長	細	川	一	美	君	保	健	福	祉	部	長	高	野	知	一	君										
経	済	部	長	石	田	博	君	建	設	水	道	部	長	岩	鼻	勉	君												
看	護	専	門	学	校	長	登	尾	公	子	君	保	健	福	祉	部	参	事	監	中	田	芳	治	君					
総	務	課	長	松	本	博	明	君	財	政	課	長	清	水	康	博	君												
企	画	振	興	課	長	鎌	田	忠	男	君	教	育	委	員	会	委	員	長	児	島	応	龍	君						
教	育	委	員	会	教	育	長	宇	佐	見	正	光	君	教	育	委	員	会	教	育	部	長	杉	浦	重	信	君		
農	業	委	員	会	会	長	藤	野	昭	治	君	農	業	委	員	会	事	務	局	長	大	西	克	男	君				
監	查	委	員	松	浦	惺	君	監	查	委	員	事	務	局	長	中	村	勇	君										
公	平	委	員	会	委	員	長	島	強	君	公	平	委	員	会	事	務	局	長	中	村	勇	君						
選	挙	管	理	委	員	会	委	員	長	藤	田	稔	君	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	古	東	英	彦	君

---

◎事務局出席職員

事	務	局	長	藤	原	良	一	君	書	記	鵜	飼	祐	治	君
書	記	日	向	稔	君	書	記	大	津	諭	君				

午前10時01分 開議  
(出席議員数18名)

## 開 議 宣 告

○議長(北猛俊君) これより、本日の会議を開きます。

## 会議録署名議員の指名

○議長(北猛俊君) 本日の会議録署名議員には  
千 葉 健 一 君  
覚 幸 伸 夫 君  
を御指名申し上げます。

## 諸 般 の 報 告

○議長(北猛俊君) 事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

事務局長藤原良一君。

○事務局長(藤原良一君) 〔登壇〕

議長の諸般の報告を朗読いたします。

市長より提出の事件、追加議案、議案第41号から議案第43号につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、議会側提出事件、議案第44号、予算特別委員会報告、農業委員会委員の推薦、常任委員会委員の選任、議会運営委員会委員の選任、意見案3件、事務調査の申し出等につきましては、本日御配付の議会側提出件名表ナンバー2に記載のとおりでございます。

以上でございます。

## 議会運営委員長報告

○議長(北猛俊君) 本定例会の運営に関して、議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員長岡本俊君。

○議会運営委員長(岡本俊君) 〔登壇〕

議会運営委員会より3月18日予算特別委員会終了後及び本日、委員会を開催し、追加議案の取り扱いについて審議いたしましたので、その結果を御報告申し上げます。

追加議案は、市長側提出案件が3件で、内容は、20年度補正予算2件、21年度補正予算1件でございます。

議会側提出が9件で、内容は、予算特別委員会報告、農業委員会委員の推薦、常任委員会の選任、議会運営委員会委員の選任、条例1件、意見案3件及び閉会中の事務調査1件でございます。

なお、先ほど議長あてに議会広報特別委員会並びに議会改革特別委員会設置の動議が提出されましたので、本

日の日程に追加願います。

また、事件外といたしまして市長の行政報告がございます。

いずれも本日の日程の中で審議を願うことにしております。

以上申し上げまして、議会運営委員会からの報告を終わらせていただきます。

○議長(北猛俊君) お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告のとおり、本定例会を運営いたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よってただいまお諮りのとおり決しました。

## 行 政 報 告

○議長(北猛俊君) ここで、市長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

市長能登芳昭君。

○市長(能登芳昭君) 〔登壇〕

議長のお許しをいただきましたので、行政報告いたします。

1件目は、視聴覚障害者の身体障害者手帳についてであります。

重度視聴覚障害に対する身体障害者手帳の不正取得問題につきましては、札幌市の耳鼻咽喉科医の虚偽の診断書が発端であります。この医師の診断書による手帳申請者数は、平成20年12月現在までで、政令市等を除く北海道の管轄では650人であり、そのうち、再検査等による手帳返還者は626人となっております。

本市における重度視覚障害者の身体障害者手帳の交付者数は、平成20年2月時点では41人で、そのうち7人が当該医師の診断による身体障害者手帳の取得者であることが判明しております。

このことから、上川支庁保健福祉部は、平成20年2月、富良野市保健センターにおいて、身体障害者福祉法に基づく障害程度の予備審査を行いました。

その結果、本年2月までに7人全員から身体障害者手帳が自主的に返還されたところであります。

なお、このことに伴う重度心身障害者医療費助成制度の助成金受給については、受給期間、助成費総額を、現在、調査中でございますが、当該対象者の障害者手帳の不正取得が立証された段階で、北海道と協議し、助成金の返還について検討する予定でございます。

2件目は、地域高規格道路旭川十勝道路の富良野北道路の新規事業採択についてであります。

平成21年3月13日、地域高規格道路旭川十勝道路の

うち、富良野市字学田から中富良野町字中富良野の 5.7 キロメートル区間の富良野北道路が整備区間として、新規事業採択されました。

現在整備中の富良野道路は、平成 21 年度トンネル工事に着工の予定であり、富良野北道路の新規事業採択により、旭川十勝道路の整備が一層推進されるものと期待されているところであります。

今後とも、旭川十勝道路整備促進期成会会長として、国土交通省を初め、各関係機関に対し、本道路の整備促進に向け、引き続き要請してまいります。

以上です。

**○議長（北猛俊君）** 以上で市長の行政報告を終わります。

---

#### 日程第 1

#### 議案第 1 号～議案第 10 号、議案第 18 号、議案第 22 号、議案第 24 号 (予算特別委員長報告)

---

**○議長（北猛俊君）** 日程第 1、議案第 1 号から議案第 10 号まで並びに議案第 18 号、議案第 22 号、議案第 24 号、以上 13 件を一括して議題といたします。

本件 13 件は予算特別委員会に付託した案件であります。

予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長菊地敏紀君。

**○予算特別委員長（菊地敏紀君）** -登壇-

予算特別委員会より審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3 月 9 日議員全員をもって設置され、議案第 1 号ほか 12 件の議案審査の付託を受け、同日、正副委員長の選出を行い、3 月 16、17、18 日の 3 日間にわたり審査を行いました。

本議会第 1 日目は、理事者から提案されました予算概要にもありますように、平成 21 年度一般会計、特別会計、企業会計合わせて総額 180 億 3,860 万円の平成 21 年度当初予算と、これに関する付託議案について、詳細な質疑を重ね審査を行ったところであります。

審査に当たっては、国の基本方針 2006 に沿って地方財政対策などをふまえ、財政健全化計画を基本に、各事業事務の見直し、人件費の縮減を初めとした行政改革を行い、さらに財政調整基金の運用などにより、財源補てんを行って編成された予算の状況に当たって、各種事業の適正な執行の観点から質疑が行われました。

各委員からは富良野広域連合負担金、移住促進事業、総合計画策定事業、高齢者等緊急通報システム事業、学童保育センター運営費、救急医療啓発普及事業、ごみ減量と再資源化啓発事業、緊急雇用創出事業、農村実態調

査事業、農地、水、環境保全対策事業、有害鳥獣対策、各種融資事業、通年滞在型観光推進事業、市道橋長寿命化修繕計画策定事業、富良野道路関連事業、適応指導事業、教育バス運送事務事業などについての質疑が行われました。

また、国民健康保険特別会計の保険料滞納者の対応について、ワイン事業会計では、製造販売と原料ぶどう耕作農家対策について質疑が行われました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、議案第 1 号から議案第 10 号まで、並びに議案第 18 号、議案第 22 号及び議案第 24 号の付託議案全議案について、全会一致をもってそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、審査中述べられました意見を十分検討され、予算の適切な執行に当たられますようお願いを申し上げ、審査の経過と結果の報告といたします。

**○議長（北猛俊君）** お諮りいたします。

本件は、委員長の報告に関する質疑及び討論は省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（北猛俊君）** 御異議なしと認めます。

よって本件は質疑、討論を省略することに決しました。これより本件 13 件の採決を行います。

初めに議案第 1 号、平成 21 年度富良野市一般会計予算及び関連する議案第 18 号、富良野市財政調整基金の処分について、議案第 22 号、富良野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、以上 3 件について一括して採決を行います。

お諮りをいたします。

本件 3 件の委員長報告は、可決すべきものであります。

本件 3 件について、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（北猛俊君）** 御異議なしと認めます。

よって本件 3 件は委員長報告のとおり、可決することに決しました。

次に、議案第 2 号、平成 21 年度富良野市国民健康保険特別会計予算、議案第 3 号、平成 21 年度富良野市介護保険特別会計予算、及び関連する議案第 24 号、富良野市介護保険条例の一部改正について、議案第 4 号、平成 21 年度富良野市老人保健特別会計予算、議案第 5 号、平成 21 年度富良野市後期高齢者医療特別会計予算、議案第 6 号、平成 21 年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計予算、議案第 7 号、平成 21 年度富良野市公共下水道事業特別会計予算、議案第 8 号、平成 21 年度富良野市簡易水道事業特別会計予算、議案第 9 号、平成 21 年度富良野市水道事業会計予算、議案第 10 号、平成 21 年度富良野市

ワイン事業会計予算、以上 10 件について一括して採決を行います。

お諮りをいたします。

本件 10 件の委員長報告は可決すべきものであります。

本件 10 件について、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件 10 件は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

---

## 日程第 2

### 議案第 20 号 富良野市住宅改修促進助成条例の制定について

---

○議長(北猛俊君) 日程第 2、議案第 20 号、富良野市住宅改修促進助成条例の制定についてを議題といたします。

これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

1 番佐々木優君。

○1 番(佐々木優君) この条例の第 3 条ですけれども、予算の範囲以内というふうになっておりましたけれども、この内容について。それから申請する状況によって、もちろんこれも変動することだとは思いますが、優先順位など、その辺の考え方をお願いいたします。

○議長(北猛俊君) 御答弁願います。

建設水道部長岩鼻勉君。

○建設水道部長(岩鼻勉君) ただいまの御質問にお答えをいたします。

予算の範囲内ということではありますが、予算はいま 50 件、1,000 万円を予定しております。

それから、これに関してはですね、申し込み順番ということで、今想定をしているところであります。

以上です。

○議長(北猛俊君) よろしいですか。

1 番佐々木優君。

○1 番(佐々木優君) 先日、名寄の実態をお話ししましたけれども、3 年目を迎えた去年の話ですけれども、4 月から 6 月の 2 カ月間で、今言われた 3 倍の 150 件がすぐにいっぱいになってしまうという名寄での状況、それがイコール富良野でも同じになるかどうかというのはやってみなければわからないことですが、そういう状況から考えるとオーバーする可能性、足りないのではないのかなというふうに思うわけですが、そうなった場合の手だてというのは考えておられないのでしょうか。

あくまでも 1,000 万円が限度ということなんでしょう

か。

○議長(北猛俊君) 御答弁願います。

建設水道部長岩鼻勉君。

○建設水道部長(岩鼻勉君) ただいまの御質問にお答えをいたします。

この事業、平成 21 年、22 年、23 年リフォーム工事、リフォームの助成をいま予定をしているところであります。

それで、21 年度に関しましては、スタートの年ということでもあります。

こういう状況の中で 50 件というのが多いのか少ないのかというような状況でありますけれども、今後、ことしも含めて 3 年間実施していく予定でありますので、初年度におきましてはですね、50 件ということで、それ以降については、今後その状況を見ながらということになるろうかというふうに思いますけれども、今年度については 50 件を今、想定をしているところであります。

以上です。

○議長(北猛俊君) よろしいですか。

1 番佐々木優君。

○1 番(佐々木優君) その後の状況を見ながらということですが、追加というか補正もありうるという、申請の状況を見て、そういうふうに理解をしてよろしいのかどうか、確認をさせていただきたいと思っております。

○議長(北猛俊君) 御答弁願います。

建設水道部長岩鼻勉君。

○建設水道部長(岩鼻勉君) はい、お答えをいたします。

先ほども申し上げましたように、3 年間の事業ということでありますので、初年度においてはですね 50 件、1,000 万円ということで今想定をしているところであります。

それが、状況的にですね、件数がかかり多くて、事業効果が出てきているということがわかるような状況であればですね、3 年度の最終年度で調整をするというような考え方になっていこうかと思っておりますけれども、現状ではまだ、ここ 1、2 年についてはですね、50 件で実施していきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長(北猛俊君) そのほか質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) なければ以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第3

議案第21号 富良野市情報共有と市民参加の  
ルール条例の一部改正について

○議長（北猛俊君） 日程第3、議案第21号、富良野市情報共有と市民参加のルール条例の一部改正についてを議題といたします。

これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

1番佐々木優君。

○1番（佐々木優君） 条例35条の改正ですけれども、3年を超えない範囲でという今までの条文だったわけですが、この文章を読み取ると、変更の必要があると認められた場合は、随時変更出来る、見直しが出来るといような条項だったと思うんですけれども、今度改正されますと3年ごとにと、区切りをつけて、途中での見直しはせずに3年ごとに区切りをつけていくというふうに理解を、確認ですけれども、させていただいてよろしいんでしょうか。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

○総務部長（細川一美君） 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

今回の条例改正につきましては、3年ごとにということで区切りをつけないで、3年ごとに、3年目にそれを行うという考え方です。

以上です。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

1番佐々木優君。

○1番（佐々木優君） ちょっとよくいま理解できないんです。

3年ごとについていうことは、3年に一度、3年たったら見直す。

中間では、多少問題があっても3年間は見直さないという、それは今まで3年半やってきて改正点はなかったわけですから、そんなそれほど大きな問題はないとは思いますが、市民の皆さんから何か指摘がされた場合、3年ごとにという。

だから3年間は今のまま条例を変えず、見直さないという、逆に言いますとそういうふうに理解していいのかということ聞いてたんですけれども、ちょっとその辺が明確でなかったんでもう一度伺いいたします。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

○総務部長（細川一美君） 再質問にお答えいたします。

3年ごとにという部分でありますけれども、中間には見直しを行わないということで、考えで、3年後の中で3年ごと、3年ごとに見直しを行うということの考え方で

ございます。

以上です。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。なければ以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第23号 富良野市立へき地保育所設置条例の一部改正について

○議長（北猛俊君） 日程第4、議案第23号、富良野市立へき地保育所設置条例の一部改正についてを議題といたします。

これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） なければ以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第25号 富良野市営住宅条例の一部改正について

○議長（北猛俊君） 日程第5、議案第25号、富良野市公営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） なければ以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第26号 富良野市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について  
議案第27号 富良野市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について

○議長（北猛俊君） 日程第6、議案第26号、富良野市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について及び議案第27号、富良野市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを一括議題といたします。

これより本件2件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） なければ以上で本件2件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件2件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件2件は原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第28号 富良野市防災会議条例の一部改正について

○議長（北猛俊君） 日程第7、議案第28号、富良野市防災会議条例の一部改正についてを議題といたします。

これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） なければ以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第8

議案第29号 富良野地区学校給食組合の解散について  
議案第33号 富良野地区学校給食組合の解散

に伴う財産処分について

○議長（北猛俊君） 日程第8、議案第29号、富良野地区学校給食組合の解散について及び議案第33号、富良野地区学校給食組合の解散に伴う財産処分についてを一括議題といたします。

これより本件2件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） なければ以上で本件2件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件2件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件2件は原案のとおり可決されました。

日程第9

議案第30号 富良野地区環境衛生組合の解散について  
議案第34号 富良野地区環境衛生組合の解散に伴う財産処分について

○議長（北猛俊君） 日程第9、議案第30号、富良野地区環境衛生組合の解散について及び議案第34号、富良野地区環境衛生組合の解散に伴う財産処分についてを一括議題といたします。

これより本件2件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） なければ以上で本件2件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件2件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件2件は原案のとおり可決されました。

日程第10

議案第31号 富良野広域串内草地組合の解散について  
議案第35号 富良野広域串内草地組合の解散に伴う財産処分について

○議長（北猛俊君） 日程第10、議案第31号、富良野広域串内草地組合の解散について及び議案第35号、富良



野広域申内草地組合の解散に伴う財産処分についてを一括議題といたします。

これより本件2件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) なければ以上で本件2件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件2件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件2件は原案のとおり可決されました。

---

日程第11

議案第32号 富良野地区消防組合の解散について

議案第36号 富良野地区消防組合の解散に伴う財産処分について

○議長(北猛俊君) 日程第11、議案第32号、富良野地区消防組合の解散について及び議案第36号、富良野地区消防組合の解散に伴う財産処分についてを一括議題といたします。

これより本件2件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) なければ以上で本件2件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件2件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件2件は原案のとおり可決されました。

---

日程第12

議案第38号 市道路線の認定及び変更について

○議長(北猛俊君) 日程第12、議案第38号、市道路線の認定及び変更についてを議題といたします。

これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) なければ以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第13

議案第39号 富良野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

○議長(北猛俊君) 日程第13、議案第39号、富良野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) なければ以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第14

議案第41号 平成20年度富良野市一般会計補正予算(第12号)

○議長(北猛俊君) 日程第14、議案第41号、平成20年度富良野市一般会計補正予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長(石井隆君) -登壇-

議案第41号、平成20年度富良野市一般会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市一般会計補正予算第12号は、歳入歳出それぞれ、3億9,565万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を116億5,435万9,000円にしようとするものと、繰越明許費の補正で変更2件でございます。

以下、その概要について歳出から御説明を申し上げます。

6、7ページ中段でございます。

2款総務費は、国の補正予算に伴う定額給付金で、3億8,125万6,000円の追加でございます。

3款民生費は、同じく国の補正予算に伴う子育て応援特別手当で、1,440万円の追加でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

同ページ上段でございます。

15 款国庫支出金は、国庫補助金で、子育て応援特別手当交付金、1,440 万円及び定額給付金給付事業費補助金 3 億 8,125 万 6,000 円、合わせて、3 億 9,565 万 6,000 円の追加でございます。

戻りまして 3 ページでございます。

第 2 条繰越明許費の補正は、第 2 表のとおり定額給付金給付事業、子育て応援特別手当支給事業で、事務費分について設定しておりました金額に、定額給付金、子育て応援特別手当の金額を加え、繰越明許費の金額を記載のとおり変更しようとするものでございます。

以上、平成 20 年度富良野市一般会計補正予算について御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（北猛俊君） これより本件の質疑を行います。

質疑は本件全体について行います。

質疑ございませんか。

7 番横山久仁雄君。

○7 番（横山久仁雄君） 1 点だけ確認をさせていただきたいと思います。

この、きのう、今日ぐらいですね、新聞でも言われております、この定額給付金の給付に関してですね、ドメスティックバイオレンスと言われているそういう状況が、一般論でですけどもそういう家庭があるかというふうに思います。

ただ、本市の場合、そういった状況があるのかどうか定かではありませんけれども、ドメスティックバイオレンスの被害者の方は、この支給基準からいうとですね、世帯主に給付をされると、こういうことですので、被害者の方は世帯主から離れていると、かつ、そういった事情であれば、自分の居所を世帯主の方にはわからなくしてですね、そして被害者の方はどこかで住んでいると、こういうことが考えられるわけですが、本市の場合に、その該当すると思われるような、そういう事案というのは、いま考えられないのかどうか、そこの辺のところで確認をいたしたいと思います。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

○総務部長（細川一美君） 横山議員の御質問にお答えいたします。

定額給付金のドメスティックバイオレンスの関係でございますけれども、本市としましては、市内に 2 名ほどおられるという状況は押えてございます。

この方については、既に本人からの申し出という扱いの中で、給付作業が開始可能という判断をさせていただいてございますので、このように御理解をいただきたいと思います。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。  
2 番宮田均君。

○2 番（宮田均君） 7 款商工費、商工振興費の…、地域しん…、まだ早い…、次か…、すいません。

○議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第 15

議案第 42 号 平成 20 年度富良野市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

○議長（北猛俊君） 日程第 15、議案第 42 号、平成 20 年度富良野市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長（石井隆君） -登壇-

議案第 42 号、平成 20 年度富良野市介護保険特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市介護保険特別会計補正予算第 4 号は、歳入歳出それぞれ、1,226 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 15 億 9,413 万 5,000 円にしようとするものでございます。

以下、その概要について歳出から御説明を申し上げます。

6、7 ページでございます。

8 款基金積立金は、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金で、1,226 万 1,000 円の追加でございます。

次に歳入について御説明を申し上げます。

同ページの上段でございます。

3 款国庫支出金は、介護従事者処遇改善臨時特例交付金で 1,226 万 1,000 円の追加でございます。

以上平成 20 年度富良野市介護保険特別会計補正予算について御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（北猛俊君） これより本件の質疑を行います。

質疑は本件全体について行います。

質疑ございませんか。

1 番佐々木優君。

**○1 番 (佐々木優君)** 介護従事者の処遇改善ということで、不十分ではあると思いますが、非常に大事な予算が計上されたというふうに思っておりますけれども、この意図するものをどういうふうにか、そのようにいま言いました介護従事者の処遇改善ということで、具体的にはどういうように生かしていくのか、その方法について1点お伺いしたいと思います。

**○議長 (北猛俊君)** 御答弁願います。

保健福祉部長高野知一君。

**○保健福祉部長 (高野知一君)** 佐々木議員の質問にお答えいたします。

この積立金につきましては、さきの基金条例が制定をされましたので、ここに繰り入れをするというかわりでの予算がございますので、この点については御理解いただきたいと思います。

また、介護保険の従事者の処遇改善臨時特例基金にかかわる3%の取り扱いにつきましては、これは国の方として平成21年度で制定をした状況でございますので、いま介護保険をめぐる動向といたしまして、介護従事者の労働条件等の改善をですね、あるということですから、そういう中を改善していくという状況になっています。したがって、介護保険法でいう、それぞれのたくさんのサービスがございますから、今回の改正に伴いしても、広く、多岐にわたりますね、この3%を配分をすると、こういう状況になってますので、私どもも、地域におけるそれぞれのサービスについても、それぞれの事業体がそれぞれの給付を受けることによって、その収入をもって労働者の改善に充てていくということでございますので、それぞれの事業者の努力をお願いを申し上げたいと、このように期待をしているところでございます。

以上です。

**○議長 (北猛俊君)** よろしいですか。

1番佐々木優君。

**○1 番 (佐々木優君)** 言っていることはわかるんですけど、期待するのみで具体的にどうのこうのという、その1,200万の予算については期待をするという点で終りなんでしょうか。

それもまたしょうがないと言えしょうがないと理解はするんですけども、少し残念なような気がするんですけども、その辺の回答は。

**○議長 (北猛俊君)** 御答弁願います。

保健福祉部長高野知一君。

**○保健福祉部長 (高野知一君)** 再質問にお答えをいたします。

介護給付のサービス内容は、本当に御承知のとおり多岐にわたっております。

今回の3%の範囲内についてもですね、状況に応じて

非常に奥深いところも含めて、見られているところがございまして、私どもの市内における例えば、通所の問題だとか、あるいは特別養護老人ホームの問題だとか、いろんなことも含めてはですね、それぞれの項目にしたがっていわゆる加算がそれぞれされてますから、そういう面でそれぞれの施設が努力をしようということしか、私どもでは今のところとらえようがありません。

したがって、年間にわたって、21年度、22年度含めまして今回の場合1,098万円。

プラスしまして宣伝周知費ということで128万1,000円いただきますから、あわせて1,226万1,000円でございますので、2年間にわたっての3%、約1,100万ぐらいの数字でございますけれども、これが広く渡ってですね、それぞれの事業者から介護労働者のいわゆる環境整備あるいは労働条件の改善等に、私どもはつながるものと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

**○議長 (北猛俊君)** よろしいですか。

(「了解」と呼ぶ者あり)

**○議長 (北猛俊君)** そのほか質疑ございませんか。

7番横山久仁雄君。

**○7 番 (横山久仁雄君)** 今の、ただいまの答弁に関連してですね、改めてお伺いをしたいと思いますけれども、この介護施設等ですね、労働条件の改善っていうのが久しく言われてきているわけですが、なかなかこれが直らなかったという、そういう意味ではですね、介護報酬の問題も一方でありつつですね、結局は、事業者が民間企業であったりですね、そういった中で、それぞれの事業所のモラルにですね、よりかかったままできていたことが、なかなかこの労働条件の改善というところに遅々として進まなかったというこれまでの経過があると思うんです。

そういった意味ではですね、その介護労働者の労働条件が非常に悪いというかですね、労働条件が必ずしも良好にないということからですね、その介護報酬に基づいて運営をしている事業者が、その介護報酬以上の労働条件を確保するというのは難しいということに、ようやく気がついたのだらうというふうに思います。

そういった意味ではですね、先ほど部長言われましたように、このことについてですね、それぞれの個々の事業所の良識なり、あるいはモラルに委ねるということだけでは不十分ではないのか。

そういった意味ではですね、なんらの担保もない中で、これだけが議論されてもしょうがないのかなというふうに思うんです。

そういった意味ではですね、これはしっかりですね、監視をしていただきたいと。

それと、場合によってはですね、政策誘導も必要なの

かなというふうに思いますが、その辺のところをですね、その意気込みも含めてですね、少しお話をいただきたいと思えます。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

保健福祉部長高野知一君。

○保健福祉部長（高野知一君） 横山議員の質問にお答えをいたします。

さきほど、佐々木議員のなかでも多少お話したところなんです、平成21年度の介護報酬の改定の概要の中ではですね、1点目にはサービス機能の特性に応じた、いわゆる人員が不足をしているということも含めてありますから、一つには人材確保の問題が一つにはございます。

二つ目にはやっぱり、いま現在、労働条件の関係から含めていわゆる給与の面がですね、非常に悪いということで離職者が多いということですから、そういう面での反映をすると、いわゆる給与の面で反映するというのが一つの点であります。

3点目には、全国的にいけますと、それぞれのサービスの内容もやっぱり地域格差があるということでございますから、地域格差をどう埋めていくかというところで、地域のいわゆる差の低いところについて、より重点的にですね配分をすると、こういう状況のものも入ってございます。

したがいまして、さきほども言いましたけれども、介護保険のサービス自体は、ほんとに幅広く、いわゆる広がってしまっていて、それぞれに細かく今回の3%は配分をされています。

特にさきほど言いましたように、重点的に地域サービスの部分からいけば、いわゆる居宅サービスの関係も含めて、いわゆる地域の方ではいわゆるより多く配分されてるというですね、そういう実態でございますから、それぞれの地域、地域によって、それぞれの事業展開がされることによって、従前よりも上回った部分がいわゆる報酬として入ってくるわけですから、その分をあとどういう形ですね、その事業者が配分をするかということになれば、それぞれの事業メニューのあり方によって多く配分されることは確実でございますから、そういう面では、事業所に委ねることしかないのではないかと思います。

いま現在、国の方からは、それぞれの検収のあり方、検証のあり方についてはまだ何も言ってきておりませんので、私どもも今後そういった点ではですね、注目はせんきやならんと思えます。

したがいまして、今後の国の動向も含めてですね、私どもも注視をしていきたいと、そのように思いますので、現時点においては、その程度しか答弁ができませんので御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） なければ以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第16

議案第43号 平成21年度富良野市一般会計補正予算（第1号）

---

○議長（北猛俊君） 日程第16、議案第43号、平成21年度富良野市一般会計補正予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長（石井隆君） 一登壇-

議案第43号、平成21年度富良野市一般会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市一般会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を106億9,200万円にしようとするものでございます。

以下、その概要について歳出から御説明を申し上げます。

6、7ページの下段でございます。

7款商工費は、富良野商工会議所、山部商工会及び関係団体と連携をして、経済対策として実施する地域振興消費拡大推進事業補助金で、1,000万円の追加でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

同ページの上段でございます。

21款諸収入は、備荒資金組立交付金で、1,000万円の追加でございます。

以上、平成21年度富良野市一般会計補正予算について御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（北猛俊君） これより本件の質疑を行います。

質疑は本件全体について行います。

質疑ございませんか。

16番東海林剛君。

○16番（東海林剛君） ただいまご説明ございましたけれども、これについて、定額給付金ですね、3.8億円、

約3億8,000万の地域内循環をどう図っていくかという発想から出てきたものというふうに理解をいたしております。

一般質問でも、二人の、2名の議員から質問があり、それに対する答弁も、答弁に対してですね、この1,000万という数字が出てまいりまして、この、すべて行政が全て負担をしていくのかということ、一様に驚きの目をもってとらえられたというふうに私も理解をいたしております。

これは、市内の共通商品券を活用して対応するということでありますが、それに対して1,000万、行政として補助をしていくということですが、これについてはですね、行政だけではなく、その民間も含めて、事業主体も含めて応分の負担をしていただく中で、いわばその官民力を合わせて、この経済振興をしていくというのが、本来の姿ではないのかなというふうに考えております。

議会運営委員会の中で、18日の議会運営委員会の中でも、御説明がありましたけれども、一つ、この本会議の場ですね、その後の協議経過も含めて、御答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

経済部長石田博君。

○経済部長（石田博君） 東海林議員の御質問にお答えさせていただきます。

地域振興消費拡大推進事業ということで、経過も含めてということでございますので、経過も含めまして内容と現在の状況を御説明させていただきたいと思っております。

いま、御案内のように、国より定額給付金の支給がなされるという状況になりました。

この定額給付金が少しでもですね、地域なり、圏域なり、この富良野地域の中で少しでも消費を図らせていただきたいと思います。

そしてそれを、市の経済対策といたしましてですね、地域の商店街の振興及び活性化及び高揚を図る上からも、何らかの形で地域内で消費を図る方策を検討していきたいということで、検討とさせていただいたところがございます。

本来ですと、以前、10年ほど前にございました地域振興券ということで、これらで対応するのがベストだと言うことで、私どもも内部論議をしたところがございますが、御案内のように、この地域振興券につきましては相当の時間と労力もかかるということでございます。

券の発行、それから商店街等との協定、契約等々もございます。

したがって4月に予定されておりますところの定額給付金の給付には、なかなか時間的に間に合わないということで、なかなか現実的ではないということも相な

ったところございます。

そこで、市の経済対策といたしましても、現在流通しているところの、富良野商工会議所発行の富良野市内共通商品券でのお取り扱いをしてはどうかという一つの案がなったところでございます。

これにつきましては御案内のように、平成17年から試験的に販売等々がされまして、18、19、20と試験も含めますと、約4カ年の実績を持っているところでございます。

したがって、ある一定程度市民の方にもなじみがあるのではなかろうかということで、これらを総合的に検討の結果、富良野市内共通商品券を使わしていただいて、地域の振興に発展させたいと、そして、よりその振興の、消費の一層の促進を図っていくために、富良野市内共通商品券にプレミアつき、プレミアを一定程度付けてはどうかということに検討したところでございます。

したがって、そのプレミアムという内容でございますが、商品券1万円に対しまして、プレミアム分といたしまして1,000円を市よりの補助と、補助金として支援をします。

したがって、1組1万1,000円が1組となる商品券となるというのが一点でございます。

また、補助額につきましては最高を1,000万円、プレミアム分としましては、最高を1,000万円とすると、したがって、1,000円のプレミアム分ということでございますので、1万組をセットすると、用意することでございます。

そして、3番目といたしましては、富良野市内共通商品券の販売総額を、1億1,000万円とすると、こういうことになったところでございます。

そこで、この富良野市内共通商品券につきましては、3%の手数料が発行団体でございます富良野商工会議所が、3%の手数料をいただいているということでございます。

1億1,000万円、総額でございますので、3%でございますので、330万円が手数料ということで、当然、この実施につきましては、費用を要するものですから、3%で費用を補うということでございます。

また独自にですね、協議の中からはぜひ地域内で商工会議所としてもですね、それぞれの商店街、商工会等々、連絡をとる中から、力を入れきっていきいたいということで、商工会議所といたしましてもですね、いま申し上げました3%との同額、330万円を拠出したしまして、3%の330万円、いま申し上げました商工会独自の330万円、合せて660万円で、この事業に対して取り扱いをしていくと。

当然、期間中、それぞれセールということで、販売強化セールということで行われます。

商工会議所、山部の商工会、富良野市商店街連絡協議会等々が連携をいたしまして、消費拡大、セールスイベント、また、福引きなども行いたいという予定になってございます。

で、この660万円につきましては、当然それらの経費に充当されるというふうを考えているところでございます。

そういうことで、何とかこの定額給付金を、市の経済対策といたしましても、ぜひ地域内に1円でも多く落としていただくように、いま申し上げました商工会議所で発行していただいています商品券を使いまして、ぜひ、少しでも効果がある、そして経済の活性化が底上げがなるということを目的に推進していきたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

9番 宍戸義美君。

○9番（宍戸義美君） このことにつきましては、何回かこう説明を求めてまいりましたけれども、景気対策にかかわる定額給付金はですね、市内で使って景気を回復してほしいということで、今回、行政でも市内共通商品券に1割上乘せした景気対策を支援するというふうな提案でございますから、このことは本当に結構なことだというふうに思っております。

しかしいま、景気対策として動こうとしている金額は、定額給付金をもとに行政との支援金額を含めてですね、総額でさきほども話しましたけれども、2億円に近い金額になるのかなというふうには私は受けとめておりますが、提案されております内容は、定額給付金に1億円を限度として、市内の共通商品券に1割を上乘せさせて、市民がですね、有効に買い物ができるという景気対策であります。

そのような状況から市長に3点に分けてお尋ねをいたしますけれども、1点目には、市内の共通商品券の有効活用を考えている市民がですね、1億円で十分なのか不十分なのか、今はまだわかりませんが、定額給付金にかかわる対象を1億円を限度とした根拠について、1点目にお尋ねをしたいと思っております。

2点目には、いま国会では景気対策として、定額給付金を貯金するというか、あたためることなく全額を使って景気を回復させたいという一時的な給付金でございますが、富良野市では全額使わなくても、1億円を使ってもらえれば景気は好転するという見解をなされているのかお尋ねをいたします。

3点目には、まだ状況がわかりませんが、市内の共通商品券の有効活用を考えている市民がですね、1億円以上の希望者があったとする場合には、市民の公平

な対応に配慮しなければならない行政の姿勢として、市内の共通商品券の支援に2次補正の対応が必要と、私は思うのでありますが、今後の状況に対応する見解についてお尋ねをし、質問を終わりたいと思っております。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

○市長（能登芳昭君） 宍戸議員の御質問にお答えをさせていただきますと思います。

この給付金にかかわる経済対策として、市は予算1,000万を計上させていただきました。

私は、それぞれ市町村でいろんな形でやっていますから、それぞれの地域のあり方を前提にして、考えてやらなければならないというのが、私の考え方であります。

そこで、この経済対策は、商工会議所に対してということではないということだけ、ひとつ御理解を賜りたいと思っております。

市の経済対策でありまして、それに合わせて商工会と共同作業でこれを実施していくというのが、この目的の大きな形であります。

そこをひとつまず御理解をいただきたいとこのように思います。

そういう中で、限度額という話が1点目にごさしました。

当然、このプレミアム付の商品券のですね、いま使っている形の中でお聞きしますと、市の一つには、敬老祝い金が商品券で昨年からやっております。

これ500万弱ぐらい。

この流れを聞いてみますと、相当、500万が3倍も、4倍にも活用されているというのが実態であります。

それを、商品券を商店から商店へ、それぞれ交換状況で回っていくということですから、ですから、そういう状況づくりの中で、この効果というのは非常に大きい。

ですから私は、今、御質問あった1,000万を限度という形の中でそういう動きがどんどん出てくれば、その1,000万円の価値がですね、2,000万円なり、あるいは3,000万円なり、あるいは、それ以上になる状況づくりも出てくるのかなとこういう500万の敬老祝い金の使い方の方の状況を、この2年間で見てみますと、そういう状況が出てきているということですから、私はそういう一つの商工会議所と富良野市が経済対策として、そしてこの地域で、それぞれの起爆剤になって、そういう運用される状況づくりが、私はこの市のやっている経済対策の大きな役目であると考えておりますので、一応、ある程度の金額を限定した形の中で活用していただきたいと、このように考えているところでございます。

それから、今後そういう状況の中にですね、2次補正でさらにふやしていく考えはないかと、こういう御質問だったというふうに感じますけれども、私は、経済対策と

して、これだけが富良野市の経済対策ではないわけですね。

ですから、いま、商工、中小あるいは零細企業に対する状況の中にはですね、この商工会、あるいは商工会議所に加入することによって、金利の安い運営資金等を借りれる状況づくりが1,000万までですね、借りれる状況ができるわけです。

ですから、そういう金利の安い状況で1,000万限度の中身ですね、そういうものを活用して事業に使っていただくようなですね、そういう方向づけの経済状況の支援をですね、これからの動向を見ながら考えていかなければ。

これも一つの大きな経済対策でございますので、私はこの定額給付金だけに限定して経済対策を進めるということについては、これは今の現況については、1,000万という現況の中で考えておまして、その他の経済対策はまた、別な角度で考えていく必要があるとこのように考えてるところでございます。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

9番 宍戸義美君。

○9番（宍戸義美君） もう一度だけ確認をさせていただきますけれども、3点目にお聞きをいたしました、この1億円以上の希望者があっても、いろんな角度から支援をしていくんだというふうなことで、2次補正の考えはないんだというふうな、いま答弁があったというふうな受けとめてございますけれども、私はこのことによって、希望者が1億円、1,000万ですか、以上おった場合に1,000万で線引きしますと、希望者がですね、1割もらえない人がたくさんもしか出た場合、少ない場合はいいんですけど、出た場合には、もらえる人と、もらえない人と、この恩恵に浴する人とならない人がいる。

そのことについては、ほかの関係で対応するからいいんだというふうなことですけれども、これは、私はこのことだけをいうと、そういった不公平がでた場合には、行政としてちょっと大変なことになるのかなというふうに思いますけれども、確認いたしますけれども、そのようなことが起きて2次補正はしないで、このままでやるんだというふうなことでいくんだということで確認をしたいと思います。

○議長（北猛俊君） ここで10分間休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時12分 開議

○議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の宍戸義美君の質問に御答弁願います。

経済部長石田博君。

○経済部長（石田博君） 宍戸議員の御質問にお答えさ

せていただきたいと思います。

まず今回のプレミアム分といたしまして、行政といたしまして、1,000万円を出すということで、まず決めさせていただきますところでございます。

それから二つ目といたしましてはその中から、商工会議所、商工会等と協議する中から、その1,000万円をぜひ、だれもが少しでも、みんなが使いやすいということと、今までの富良野市内共通商品券の例からいっても、約5%がいいか、7%がいいか、10%がいいか、20%がいいかという議論もあったわけですが、10%程度が一番妥当性があるんでなかろうかと、使いやすいのでなかろうかということで、その1,000万円が10%ということになりますと総額が1億、すなわちプレミアム分も含めますと1億1,000万になったということで、結果としてそういうことになったということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

7番 横山久仁雄君。

○7番（横山久仁雄君） 1点お聞きしたいんですが、市の経済対策だということです。

その上でお聞きをしたいんですが、以前の話ではですね、市内の大型店舗のうち2店舗については、これは利用できませんということでした。

当時はですね、現在それはどうなったのかということについてお聞きをしておきたいと思います。

それからこれは、先ほどの市長の説明ではですね、この商品券を使っていただくことによって、1億が2億に、2億が3億にというのはですね、ぐるぐる、ぐるぐる回ると。

この回転数、回転率によって、1億が2億になったり、1億が3億になったりするとこういう理解だというふうに思うんですね。

そうするとですね、これいつまでもぐるぐる、ぐるぐる回っているとですね、日本銀行券じゃないですから、それこそインフレの状態が起きちゃうわけですね。富良野市内だけで言えば。

そういうことからいうと、そこの辺の説明もひとつしっかりしていただきたいというふうに思います。

この2点についてお伺いをしておきたいと思います。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

経済部長石田博君。

○経済部長（石田博君） 横山議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の市内の大型店で使えるところ、使えないところもあるのではなかろうかということでございます。

が、もちろん、この富良野市内共通商品券につきましても、富良野の全部のお店が使えるということには残念ながら、なってございません。

その中でも、今お話のように市内の大型店につきましては、使えるところと、それから、残念ながら使えないところがあるというのは現実としてはそういうことでございます。

使えないところもあるということは現実でございます。それから、2点目の循環して商品券が循環するというところでございますけど、実際、市内の小売店の声を聞きますとですね、やはり、この商品券が少しでも使われてですね、そして、実際にAのお店屋さんにお金を払われる、そして、Aのお店さんがまたそれを例えば、Bのお店屋さんで使うと、Bの方からCと、大体、お聞きしますとですね、1枚の商品券等々は、3回ぐらいはそういう形で使われていくということで、お店屋さんとしてはですね、大変やっぱり品物が動くという意味ではですね、非常にやっぱり助かる。

これがいま横山さんと言われるように、どんどん、どんどん、どんどんなっていくとですね、これは帳簿上だけということではいろいろあるかと思えますけど、今の市内の状況からではですね、大体2回から3回ということで、小さなお店屋さんではですね、やはりこれも大変助かるんだということでございますので、そういう面ではこの富良野市内で流通しています共通商品券も、大変そういう意味では、大きく寄与しているのではなかろうかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（北猛俊君）** よろしいですか。

7番横山久仁雄君。

**○7番（横山久仁雄君）** それで、あとの後段の部分については、それぞれいろんな考え方があろうかと思えます。

それで前段の部分のですね、利用店舗の関係です。

市民の意見もいろいろ聞きますとですね、やっぱり、もっぱら自分が利用していた店が使えないということになるとですね、その市民の側からすれば、つまり利用者の側からすれば、自分たちの、自分もこれまで支払ってきた税金ということを考えたときに、税のある意味では、何て言うのですかね、税を使つての1,000万ですから、そうするとその分がですね、もっぱら自分が使ってきた店、つまり日常生活の用品を購入したところで使えないということになると、それは自分達の税の公平性から言うとはですね、徴収は公平に、税の公平性からいって徴収はきちんと公平に徴収いたしますと言いつつ、じゃあ、その恩恵といったら語弊がありますが、その利用ができないということに不公平がないのかという意見もあります。

これは商品券を買わなければ、それで自分で買えるんだからいいじゃないかということがありますが、その時期には1,000円の方は商品券を買わなければね、プレミアム分はついてこないということになるわけですから、そういった意味では、その方にとってはですね、そういう利用が制約をされるということについては、税の公平性という意味でいけばいかがなものかなというふうに思いますが、その辺のところの御説明をお願いしたいと思います。

**○議長（北猛俊君）** 御答弁願います。

経済部長石田博君。

**○経済部長（石田博君）** 横山議員の御質問にお答えさせていただきます。

商品券が使えるところと、使えないところがあるということは、先ほど答弁させていただいたところであります。

商工会議所会員が、608商工会議所会員があつて、現在、この富良野市内共通商品券の取扱えられるお店は276店舗ということにお聞きしてございます。

またその内訳としましては、山部が35店舗、東山が3店舗ということになっていましてお聞きしてございます。

またその中から、先ほど言った大型店舗も使えないところもあるということでございます。

しかし、これにつきましては、商工会、また商工会議所さんでもですね、今回のこの事業をすることによりましてですね、それぞれの商店街、連絡、通り会等々にですね、ぜひまずこれらの説明をし、また、ぜひ商品券の取り扱い店舗に加入してくれということもさらにもお願いするということで現実にはそういうお話もしているようでございます。

してもらっておりますので、また、その辺はですね、ぜひ市民の方にもですね、いろんなところで品物を買うなり、また自分の常時行っていない所は使えないという場合もあろうかと思えますが、またそれは、いま申し上げたですね、使えるところでも使つていただきましてですね、少しでも小売店の経済の活性化、そしてしてはですね、市内の経済の循環、底上げに御協力を賜りたいということでございますので、御理解を賜りたいと思えます。

以上でございます。

**○議長（北猛俊君）** よろしいですか。

7番横山久仁雄君。

**○7番（横山久仁雄君）** それで、肝心なところなんですけども、その取扱店舗となつてですね、これを扱つてほしいということで、商工会議所が働きかけをしているということですけども、これはですね、大事な部分は、これを機会にですね、商工会議所に加盟をするというこ



とが条件になっちゃうとですね、これは任意団体ですから、ですから、そこら辺がですね、ただ取扱団体となってくれと言ったときに、それは取り扱えないというのであれば、これはそれぞれの個店のね、選択ですからいいんですが、そここのところがですねどのようになっているのか、そここのところを教えてくださいたいと思います。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

経済部長石田博君。

○経済部長（石田博君） 御案内かと思いますが、商工会議所というのは商工会議所法ということで定められてございまして、その中の第1条には、国民経済の健全な発展を図りかねて、国際経済の進展に寄与するためということもございまして、また第4条の原則というところではですね、商工会議所等は、営利を目的としてはならないと、そういうような団体でもございます。

結局、商工会議所でもですね、地域経済のために、または加盟されている小売店さんのために、そして、いま申し上げたような目的のために推進しているところでございます。

そこで、今のお話のように、これをですね、これをするために会議所に無理やり入れとかですね、入らないとかということよりも、これらの事業を通じて、一つ、さきほども申し上げました目的は、何と申し上げても定額給付金が少しでも地域の中に落とされて、そして、それが循環をして、そして経済なり、それから、雇用なりが進展し図られる、掘り起こしをされるのが第1の目的でございまして、その辺は商工会議所さん、または商工会さん、それぞれの個店にですね、その辺の話をさしていただいて、そしてぜひ協力をして、そしてみんなでこの事業を盛り上げて経済の活性化を図ろうということをやっているということでございまして、ぜひその辺を重ねて御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

ございませんか。

2番宮田均君。

○2番（宮田均君） はい、今の関連で質問させていただきます。

このプレミアム商品券の期間、使用できる期間、それから、1人、限度、買える限度額、これはどのような設定で考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

経済部長石田博君。

○経済部長（石田博君） 宮田議員の御質問にお答えさせていただきますが、一つは、券の販売期間、それからもう一つは、限度額と、1人が買える限度額というふうに思っております。

今の段階では、この商品券の販売期間につきましては、

今の段階では、4月の19日から10月の1日を予定しているところでございます。

それから購入の限度額でございますが、これにつきましても現在のところ、最高はお1人様5組までということでございますので、5万5,000円になろうかと思っておりますが、5組まで購入の制限をさしていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

2番宮田均君。

○2番（宮田均君） お金が回ればいいんですけども、1人5組ということで、今御回答ございましたけれども、このですね、5組の、この何て言うんですか、制限というか、それをどのように管理というか、1人5組のという、そこら辺というのはどのように管理するように考えてられるのでしょうか。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

経済部長石田博君。

○経済部長（石田博君） 今、宮田議員の再質問にお答えさせていただきますが、今の御質問につきましては、いわゆる1人の制限が5組ということで、1組が1万1,000円でございますので、額面でいきますと5万5,000円ということになりますが、これのチェックをどうするんだということでございます。

これにつきましては、確かにものを売るときにですね、チェックをどうするかということが非常に大変な問題でございますが、実際問題といたしましては、この1人制限5組までということにつきましては、チェックを名前を書くとか、住所を書くとか、そういうことはしませんので、実際問題といたしましてはだれだれさんが5組までというのが、期間を通じて何組買われたかというチェックは、実際問題としてはなかなか不可能なような状況でございます。

しかし、いま申し上げましたように限度が1億1,000万ということで、1万組ということでございまして、購入のとき等々にはですね、紙等々で表示をさしていただきましてですね、お1人様5組までということで周知をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

2番宮田均君。

○2番（宮田均君） 申し訳ございません。

先ほど1点目の答えの時の販売する期間の関係だったんですけども、聞くのが間違えましたので、販売の期間は10月1日までということなんですけど、これは使用できるのは、じゃあ販売いつまでということになりますでしょうか。

その点について。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

経済部長石田博君。

○経済部長（石田博君） 宮田議員の御質問にお答えさせていただきます。

商品券の販売期間につきましては、先ほど申し上げましたように、の期間でございます。

また商品券の有効期間につきましては、4月の19日から10月の31日までということで予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） なければ以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17

##### 議案第44号 富良野市議会議員の報酬及び費用弁償等の支給条例の一部を改正する条例の一部改正について

○議長（北猛俊君） 日程第17、議案第44号、富良野市議会議員の報酬及び費用弁償等の支給条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

16番東海林剛君。

○16番（東海林剛君） -登壇-

議案第44号、富良野市議会議員の報酬及び費用弁償等の支給条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、地方自治法第112条及び富良野市議会会議規則第13条の規定により、岡本議員を初め、6名の議員の御賛同をいただき提案するものであります。

本件は、本定例会2日目の議会改革特別委員会報告のとおり、市の財政健全化に向けた市議会みずからの財政努力の取り組みとして、平成21年度に支給される議員報酬と、期末手当総額の10%相当額を当該年度の期末手当から削減しようとするものでございます。

以下、その内容を御説明いたします。

平成21年度に支給される議員報酬と期末手当の総額10%に相当する額を、当該年度の期末手当から加算率15%の停止と、支給月数1.05カ月分を減じることにより削減しようとするものであります。

条例の改正内容につきましては、平成20年一部改正条

例の附則に第3項を加え、見出しを平成21年度の期末手当に関する特例措置とし、平成21年度において支給される期末手当に限り、6月支給分は報酬月額に100分の170、12月支給分は100分の175の率を乗じて得た額とする規定を追加するものであります。

なお、この条例改正に伴う議員1人当たりの年間削減額は、54万4,237円であり、総額では979万6,000円の削減を想定しております。

議員各位には何かと出費の多い昨今、大変恐縮に存じますが、何とぞよろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北猛俊君） これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） なければ以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第18

##### 富良野市農業委員会委員の推薦について

○議長（北猛俊君） 日程第18、富良野市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

本件は、3月31日をもって任期満了となる議会推薦委員で農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定に基づくものであります。

議会推薦、もとい、議会推薦農業委員選考について、推薦委員長より結果の報告を願います。

農業委員推薦委員長東海林剛君。

○農業委員推薦委員長（東海林剛君） -登壇-

農業委員会委員推薦委員会より御報告申し上げます。

議会推薦の農業委員会委員が、平成21年3月31日をもって任期満了となることに伴い、平成20年12月8日付で市長より後任委員の推薦依頼があり、委員7名による本委員会が設置されました。

今回推薦委員は、農業委員会等に関する法律第12条第2号に基づく学識経験を有する者4人以内となっており、委員会では選考に当たって、まず選考方法について協議を行い、地域割りなども考慮することを確認いたしました。

委員会では、地域の協議により選考された委員をもって、議会推薦とすることで意見の一致を見たところであり、学識経験豊かな次の4名の方を推薦することに決定

をいたしました。

お名前を申し上げます。

東富丘、藤野昭治氏、71歳。

東学田2区、小川賀津博氏、54歳。

山部南陽、吉中文也氏、52歳。

西達布のぎく、中村行男氏、56歳。

以上4名の方であります。

以上、皆様の御賛同をお願い申し上げ、推薦委員会からの報告といたします。

○議長（北猛俊君） ただいまの報告のとおり4名の諸君を推薦することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よってただいまお諮りのとおり推薦することに決しました。

---

#### 日程第19

##### 富良野市議会常任委員会委員の選任について

---

○議長（北猛俊君） 日程第19、富良野市議会常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定に基づき議長において指名いたします。

所属委員会及び氏名を職員をして朗読をいたさせます。

事務局長藤原良一君。

○事務局長（藤原良一君） 常任委員会委員の氏名を朗読いたします。

総務文教委員、宮田均君。大栗民江君。岡本俊君。天日公子君。東海林孝司君。日里雅至君。

次に、保健福祉委員、佐々木優君。千葉健一君。横山久仁雄君。宍戸義美君。覚幸伸夫君。菊地敏紀君。

次に、経済建設委員、広瀬寛人君。今利一君。大橋秀行君。岡野孝則君。東海林剛君。北猛俊君。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） ただいま朗読のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を、それぞれ常任委員会委員に選任することに決しました。

---

#### 日程第20

##### 富良野市議会運営委員会委員の選任について

---

○議長（北猛俊君） 日程第20、富良野市議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定に基づき、議長において指名いたしま

す。

氏名を職員をして朗読いたさせます。

事務局長藤原良一君。

○事務局長（藤原良一君） 議会運営委員会の委員の氏名を朗読いたします。

佐々木優君。大栗民江君。千葉健一君。今利一君。岡野孝則君。菊地敏紀君。東海林剛君。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） ただいま朗読のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よってただいま指名いたしました諸君を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

---

#### 日程追加の議決

---

○議長（北猛俊君） この際、先ほど文書をもって提出者岡本俊君ほか6名より、議会改革特別委員会設置についての動議及び議会広報特別委員会設置についての動議の提出がありました。

所定の賛成者もあり動議は成立いたしております。

この際、本件2件の動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よってこの際、本動議2件を日程に追加し議題とすることに決しました。

---

#### 動議

##### 議会改革特別委員会の設置について

---

○議長（北猛俊君） 最初に、議会改革特別委員会設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

8番岡本俊君。

○8番（岡本俊君） -登壇-

議会改革特別委員会設置にかかわり提案説明を行いたいと思います。

ただいまお取り上げいただきました動議につきましては、各党派、政党の御賛同をいただき提出したものであり、私から御説明申し上げます。

議会改革については、地方分権時代に即した議会のあり方と議会活動の活性化や議員定数等の問題を含め、より市民に身近な議会であるためにはどうあるべきかという課題を検討し、改善をするために平成17年第4回定例会並びに改選後の平成19年第2回臨時会において設置されたところであります。

これまでの協議により改選前の委員会は、議員報酬並びに議員定数の削減、一般質問における一問一答方式の導入、傍聴規則の改正、政務調査費、反問権の取り扱いの整理などを具体化し、改選後の委員会においては、議会開催告知ポスターの掲示、議会独自のホームページの開設、議会広報の読みやすい紙面づくり、ラジオによる議会情報の提供、反問権の取り扱いの整理、議員報酬の削減などが具体化されたところではありますが、反問権、議会報告会、議員定数、議員の政治倫理の明確化など10項目が、今後の課題とされているところでもあります。

このことから、市民の信頼と負託にこたえていくためには、さらなる改革を進める必要があります、特別委員会の設置を提案するものであります。

なお、委員会名を議会改革特別委員会とし、議員数は7名をもって設置し、2年間の継続調査とされたく、あわせて提案するものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（北猛俊君）** ただいまの提案に対し御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（北猛俊君）** ないようですので、お諮りをいたします。

本件については7名の委員をもって構成する議会改革特別委員会を設置し、2年間の継続調査といたすことに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（北猛俊君）** 御異議なしと認めます。

よって本件については7名の委員をもって構成する議会改革特別委員会を設置し、2年間の継続調査とすることに決しました。

議会改革特別委員会の委員につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、本職より御指名いたします。

それでは、佐々木優君。大栗民江君。岡本俊君。天日公子君。岡野孝則君。菊地敏紀君。東海林剛君、以上7名の諸君であります。

お諮りをいたします。

ただいま指名いたしました7名の諸君を選任することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（北猛俊君）** 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りのとおり決しました。  
なお、本特別委員会が調査のため市外に派遣の必要が生じた際には、議長においてこれを処理したいと思っておりますので、御了解願います。

## 議会広報特別委員会の設置について

次に、議会広報特別委員会設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

8番岡本俊君。

**○8番（岡本俊君）** ー登壇ー

ただいま、お取り上げいただきました動議につきましては、各党派、政党の御賛同をいただき提出するものであり、私から御説明申し上げます。

議会広報の発行につきましては、議会の活性化、改革の一環として取り組み、平成11年からこれまでの発行は41号を数えております。

この間、市民生活に直結する議会活動や情報を、議会単独の広報として紙面の充実を図りながらお知らせできたことは、市民の議会への関心を高めるとともに、開かれた議会運営を推進する上でも大きな役割を果たしております。

このことから、市民にとって議会がさらに身近になるよう、今後も継続した議会広報発行に向け、特別委員会の設置を提案するものであります。

なお、委員会名を議会広報特別委員会とし、委員数は7名をもって設置し、2年間の継続調査とされたく、あわせて提案するものであります。

以上よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

ただいまの提案に対し御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（北猛俊君）** ないようですので、お諮りをいたします。

本件については、7名の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置し、議会広報の編集発行及び調査研究に関する問題を付託の上、2年間の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（北猛俊君）** 御異議なしと認めます。

よって本件については、7名の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置し、2年間の継続調査とすることに決しました。

議会広報特別委員会の委員につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、本職より御指名いたします。

それでは、佐々木優君。大栗民江君。今利一君。千葉健一君。大橋秀行君。覚幸伸夫君。東海林孝司君、以上7名の諸君であります。

お諮りをいたします。

ただいま指名いたしました7名の諸君を選任することに御異議ございませんか。

動議

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りのとおり決しました。

なお、本特別委員会が調査のため市外に派遣の必要が生じた際には、議長においてこれを処理いたしたいと思っておりますので、御了解願います。

この際、各委員会開催のため午後2時まで休憩いたします。

---

午前11時45分 休憩

午後2時00分 開議

---

○議長(北猛俊君) 午前中に引き続き会議を開きます。

休憩中に開かれました各常任委員会、議会運営委員会及び議会改革特別委員会、議会広報特別委員会より、委員長、副委員長の互選の結果について報告がありましたので、事務局長より報告をいたさせます。

事務局長藤原良一君。

○事務局長(藤原良一君) 御報告いたします。

総務文教委員会委員長、岡本俊君。副委員長、東海林孝司君。

保健福祉委員会委員長、千葉健一君。副委員長、佐々木優君。

経済建設委員会委員長、東海林剛君。副委員長、岡野孝則君。

議会運営委員会委員長、菊地敏紀君。副委員長、今利一君。

議会広報特別委員会委員長、東海林孝司君。副委員長、佐々木優君。

議会改革特別委員会委員長、東海林剛君。副委員長、岡本俊君。

以上のとおり互選された旨、報告がございました。

以上でございます。

---

日程第21

**意見案第2号 肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書**

---

○議長(北猛俊君) 日程第21、意見案第2号、肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

4番大栗民江君。

○4番(大栗民江君) -登壇-

意見案第2号、肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書。

天日議員ほか5名の皆様の賛同をいただき、提出するものでございます。

我が国のB型、C型ウイルス肝炎患者、感染者数は350万人以上と推定され、国内最大の感染症として抜本的対策が求められている。

多くの患者は、輸血、血液製剤の投与及び針、筒連続使用の集団予防接種等の医療行為によって、肝炎ウイルスに感染した。

その中には、医療、薬務、血液行政の誤りにより感染した患者も含まれており、まさに医原病といえる。

B型、C型肝炎は、慢性肝炎から肝硬変、肝ガンに移行する危険性の高い深刻な病気である。

肝硬変、肝ガンの年間死者数は4万人を超え、その9割以上が、B型、C型肝炎ウイルスに起因している。

また、既に肝硬変、肝ガンに進行した患者は、長期の療養に苦しみ生活基盤を失うなど経済的にも多くの困難に直面している。

平成20年度から国の新しい肝炎総合対策がスタートしたが、法律の裏づけがない予算措置であるため、実施主体である都道府県によって施策に格差が生じている。適切なウイルス性肝炎対策を全国規模で推進するためには、肝炎対策に係る基本理念や、国や地方公共団体の責務を定めた基本法、根拠法の制定が必要である。

よって国においては、すべてのウイルス性肝炎患者救済のため、下記事項について緊急に施策を講じるよう強く要望する。

記1、ウイルス性肝炎対策を全国規模で等しく推進するために、肝炎対策のための基本法を早期に成立させること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

議員皆様の賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(北猛俊君) これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) なければ以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

直ちに関係機関に送付いたします。

---

日程第22

**意見案第3号 季節労働者対策の強化を求める意見書**

---

○議長（北猛俊君） 日程第 22、意見案第 3 号、季節労働者対策の強化を求める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

1 番佐々木優君。

○1 番（佐々木優君） -登壇-

意見案第 3 号、季節労働者対策の強化を求める意見書につきましても、今利一議員ほか 5 名の皆さんの賛同を得て提出いたします。

今、世界的な金融、経済危機の影響が日本にも及び、雇用、失業情勢は急速に悪化しております。

北海道内においても派遣労働者や期間従業員の解雇や、倒産などによって失業者が増大しており、本州で職を失った労働者が少なからず北海道に帰ってきております。

同時に北海道の季節労働者の実態も深刻です。

季節労働者の冬季間の雇用と生活を支えてきた冬期技能講習など、国の季節労働者冬期援護制度が廃止され、雇用保険法の特例一時金が 40 日分に削減されました。

季節労働者は、わずか 20 万円前後の特例一時金だけで厳寒の 3 から 4 カ月を生活しなければならないという、生きさえ危ぶまれている深刻な事態となっております。

健康保険や年金の保険料を払えない季節労働者がふえており、このままでは命と老後を脅かすことになりかねません。

政府、厚生労働省は 2007 年度から、通年雇用促進支援事業などを実施していますが、予算規模が十分とはいえず、労働者の所得保障にかかわるものは認めないため、有効な対策となっております。

そして、これらの施策は平成 21 年度までの事業とされております。

通年雇用化は当然必要なことであるが、現下の厳しい雇用情勢のもとでは季節労働者は冬期間の雇用がないばかりか、通年を通しての失業が広がっています。

抜本的な雇用失業対策が求められているいま、季節労働者対策においても政府が以下必要な措置を講ずるべきであります。

一つとして、雇用保険特例一時金をさし当たって、50 日分に戻すこと。

二つ目、通年雇用促進支援事業について季節労働者の実態に即した改善を図るとともに、追加対策を講ずること。

三つ目、また平成 22 年度以降季節労働者の冬期失業に対する公的就労と所得保障など実効ある新たな制度を創設すること。

四つ目、地域経済を下支えし、雇用効果の大きい生活密着型の公共事業を拡大すること。

そのために、政府として地方自治体の財源確保の措置を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出い

たします。

賛同いただけますようによりしくお願いいたします。

○議長（北猛俊君） これより本件の質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） なければ以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

直ちに関係機関に送付いたします。

---

日程第 23

**意見案第 4 号 中山間地域等直接支払い交付金制度の継続に関する意見書**

---

○議長（北猛俊君） 日程第 23、意見案第 4 号、中山間地域等直接支払い交付金制度の継続に関する意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

8 番岡本俊君。

○8 番（岡本俊君） -登壇-

中山間地域等直接支払い交付金制度の継続に関する意見書は、菊地敏紀議員ほか、5 名の賛同を得て提出するものでございます。

中山間地域等直接支払い交付金制度については、農業生産条件が不利な地域において、農業生産の維持を図りながら、多面的機能の維持を図ることを目的に、平成 12 年より 5 カ年間実施され、さらに平成 17 年より平成 21 年度まで新たな 5 カ年対策として実施されております。

北海道農業においては、本制度の実施により、耕作放棄地の発生防止、集落・地域活動の活性化、国土保全など多面的機能の維持、生産性・収益性向上などに大きな成果を発揮しているが、仮に実施期間終了をもって制度が打ち切られた場合、農業生産活動や地域社会の維持に大きな支障をきたすことが懸念されております。

ついで、平成 22 年度以降の中山間地域等直接支払い交付金制度の継続に向け、下記のとおり要望するものでございます。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出するものでございます。

議員各位の御賛同を心よりお願い申し上げます。提案にかえさせていただきます。

○議長（北猛俊君） これより本件の質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) なければ以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

○議長(北猛俊君) 本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

直ちに関係機関に送付いたします。

---

#### 日程第24 閉会中の所管事務調査について

---

○議長(北猛俊君) 日程第24、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

本件について、委員長よりの申し出を職員に朗読させていただきます。

庶務課長 鶴飼祐治君。

○庶務課長(鶴飼祐治君) -登壇-

議会運営委員長からの所管事務調査の申し出を朗読いたします。

事務調査申出書。本委員会は閉会中、下記の件について継続調査を要するものと決定したので申し出ます。

調査番号、議運調査第1号、調査件名、定例会及び臨時会の会期及び運営に関する調査について、任期中の継続調査とする。

以上です。

○議長(北猛俊君) お諮りいたします。

ただいま朗読報告のとおり、閉会中の事務調査について決定いたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって申し出のとおり、閉会中の事務調査を許可することに決しました。

---

#### 閉 会 宣 告

---

○議長(北猛俊君) 以上で本日の日程を終わり、本定例会の案件はすべて終了いたしました。

これをもって、平成21年第1回富良野市議会定例会を閉会いたします。

午後2時13分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 21 年 3 月 23 日

議 長 北 猛 俊

署名議員 千 葉 健 一

署名議員 覚 幸 伸 夫